

引取業の登録と行為義務

1 引取業者の登録

- 自動車の所有者から使用済自動車を引き取る業者は、引取業を行う事業所所在地を管轄する都道府県知事又は保健所設置市の市長への登録制となります。使用済自動車を業として引き取るには、事業者ごと自治体ごとに所定の様式に従って登録申請をする必要があります。（登録は5年ごとの更新）
- フロン回収破壊法で第二種特定製品引取業者の登録を受けている事業者は、平成17年1月1日付けで自動車リサイクル法の引取業者に自動的に移行します。ただし登録番号の振りなおし等の手続があります。また和歌山市内の複数の事業所で登録している事業者は登録番号が統一されます。この場合更新はフロン回収破壊法第二種特定製品引取業者登録の最も早い登録日から起算して5年後となります。

2 登録の要件

- カーエアコンに関して十分な知見を有している者が、冷媒としてフロン類が含まれているかどうかを確認できる体制を有していることが必要です。
- フロン回収破壊法又は廃棄物処理法上の違反により罰金刑や登録取消後2年を経過していない等の欠格要件に該当していないことが必要です。

3 引取業者の行為義務等

- 使用済自動車の引き取りの際にリサイクル料金が自動車リサイクルセンターに預託されているか確認する義務があります。
預託されていない場合は、引取業者が預託金を収受しコンビニ・郵便局・口座振替により預託を行う必要があります。
- 自動車所有者から使用済自動車の引き取りを求められたときは、正当な理由がある場合を除き、引き取る義務があります。
（正当な理由とは）
 - イ 天災その他やむを得ない事由により引き取りが困難な場合
 - ロ 使用済自動車にごみ等の異物が混入している場合
 - ハ 大量一括持ち込みなど、自社の使用済自動車の適正な保管が困難となる場合
 - ニ 極めて遠距離からの引き取り要請等、引き取りの条件が一般的な商慣行と著しく異なる場合
 - ホ 盗難車の引き取り等、引き取りが法令の規定又は公の秩序若しくは善良の風俗に反するものである場合
- 使用済自動車を引き取ったときは、最終所有者に引取証を交付する義務があります。
- フロン類搭載の確認をする義務があります。
- 引き取った使用済自動車は速やかにフロン回収業者または解体業者に引き渡す義務があります。
- 電子マニフェストを利用し、使用済自動車の引き取りから3日以内に情報管理センターに報告を行う義務があります。
- 使用済自動車を運搬するときは廃棄物処理法の処理基準に従う義務があります。
ただし、引取業者が自ら引き取った使用済自動車を運搬するときは、廃棄物処理法の業の許可は必要ありません。
- 平成16年12月31日以前に引き取った第二種フロン類は、従前のフロン回収破壊法によるフロン券・フロン類管理書により処理する必要があります。（関係書類は5年間保存）
- 事業所ごとに引取業者であることの標識を表示する義務があります。（縦、横20cm以上の大きさ、名称・登録番号記載）